

議案第 77 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年大口村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下の範囲内で給料」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々の場合について任命権者が定める。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>1日以上6月以下の範囲内で給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々の場合について任命権者が定める。</u></p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の趣旨

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

減給されている職員が降給となり、減給額が降給後の給料等の10分の1を超える場合に、減給額を減らすものとします。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。